

法 学 号 外
平成 29 年 3 月 16 日

各 私 立 学 校 長
各 私 立 専 修 学 校 長
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

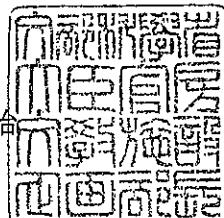
融雪出水期における防災態勢の強化について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp

28受文科施第551号
平成29年3月10日

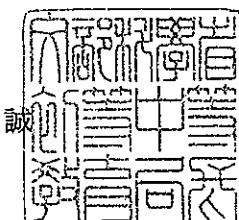
四

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
山 下



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局长
藤原



(印影印刷)

融雪出水期における防災態勢の強化について（依頼）

このことについて、中央防災会議会長から別添（写）のとおり通知がありました。
雪害防止対策の実施については、これまでも「降積雪期における防災態勢の強化等について」
(平成28年12月26日付け28受文科施第434号) 等により御配慮願っているところですが、
引き続き、貴職におかれても、人命の保護を第一として、除雪中の事故防止対策等の徹底
に一層努めるようお願いします。

また、今後の融雪出水期においては、気温の上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生する恐れがありますので、地域の関係機関等とも連携を図り、通学路の安全確保に一層努めていただくなど、防災態勢の強化に万全を期すようお願いします。

特に、要配慮者利用施設（幼稚園及び特別支援学校）に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供等を行い、警戒避難態勢の強化に努めるようお願いします。

なお、都道府県教育委員会教育長及び都道府県知事におかれでは、域内の市町村教育委員会又は所管の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対しても周知していただくようお願いします。

【担当】

施設企画課 防災推進室 防災調整係
電話 03-5253-4111 (内2290)

〈通学路の安全対策、安全教育に関すること〉

健康教育・食育課 防災教育係

電話 03-5253-4111 (内2670)

29.3.15

号

別添



中防災第1号
平成29年3月8日

文部科学大臣 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

安倍晋



融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれでは、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」(平成28年12月16日付け中央防災会議会長(内閣総理大臣)通知)をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、引き続き、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎えるに伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。今冬は、積雪が平年を上回っている地域もあり、融雪による地すべりによって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、貴管下関係機関に対する指導方よろしくお願いする。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット(ホームページ、SNS等)等により提供された情報を活用すること。

情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や、広報車、コミュニティFM、インターネット(ホームページ、SNS等)等の多様な情報伝達手段を組み合わせて活用し、住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害などの災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報

連絡手段の確保について留意すること。

2. 警戒避難態勢の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難態勢の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 61 条の 2 の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

4. 要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設などの関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促すなど、警戒避難態勢の強化に努めること。

また、平成 28 年台風第 10 号による水害では高齢者施設において、避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動をとれなかつたことを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を変更したので留意されたい。

5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概略的情報などの被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関

との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底するなど、事前に所要の手続や要件等を確認しておくこと。

以上